

川西市上下水道局の総合評価落札方式一般競争入札に係る低入札価格調査の実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川西市上下水道局が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2に規定する方法（以下「総合評価落札方式」という）を用いて発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の請負契約に係る入札をする場合において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項に規定する「落札者となるべき者の当該申込みに係る価格によつてはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある。」と認められる場合の基準及び調査の実施について定めるものとする。

(調査基準価格)

第2条 上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、総合評価落札方式による入札により建設工事の契約を締結しようとする場合において、必要があると認めるときは、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとして認められる場合の基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）をあらかじめ定めるものとする。

(調査基準価格を設定する建設工事)

第3条 予定価格が1億5千万円以上の建設工事について調査基準価格を設定する。ただし、技術的工夫の余地が小さい工事及び早期発注を要する工事は除くことができる。

2 工事内容により管理者が特に認める場合は、前項の規定にかかわらず調査基準価格を設定することができる。

(低入札価格調査)

第4条 管理者は、調査基準価格を下回る価格をもって契約の申込みをした者を落札者とすべき事態が生じたときは、その者を落札候補者とし、当該契約の申込みの価格の内訳等を精査し、その者により当該契約の内容に適合した履行がされるかどうかについて調査（以下「低入札価格調査」という。）し、適当であるかを決定しなければならない。

(調査基準価格の設定)

第5条 低入札価格調査に係る調査基準価格の設定は、その者の申込みに係る価格が予定価格の算出基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じて得た額に満たない場合とする。

ア直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額

イ共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額

ウ現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額

エ一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

2 前項に規定する調査基準価格が、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、それぞれ次に定める額を当該契約における調査基準価格とする。

(1) 予定価格に100分の92を乗じて得た額を超える場合にあっては100分の92を乗じて得た額

(2) 予定価格に100分の75を乗じて得た額に満たない場合にあっては100分の75を乗じて得た額

(調査最低基準価格の設定)

第6条 調査基準価格を設定したときは、調査基準価格を下回る額で入札を行った者のうち、第4条の調査を行わず、当該入札者を落札者とししないものとする基準の価格（以下「調査最低基準価格」という。）を設定することができるものとする。

2 調査最低基準価格は、契約ごとに定めるものとする。

(入札参加者への周知)

第7条 管理者は、調査基準価格を設けたときは、調査基準価格を事前公表するとともに、低入札価格調査の円滑な運用を図るため、入札参加者に次の掲げる事項を周知しなければならない。

(1) 低入札価格調査に係る調査基準価格があること。

(2) 調査最低基準価格を設定したときは、調査最低基準価格があること。

(3) 調査基準価格を下回った入札が行われた場合の入札終了の方法及び結果の通知があること。

(4) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、最低価格の入札者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。

(5) 調査基準価格を下回った入札を行った者は、事後の調査等に協力すべきこと。

(6) 調査基準価格を下回った入札を行った者で契約の相手方となったものは、必要に応じて契約の保証の額を契約金額の10分の3以上とする。

(7) 調査基準価格を下回った入札を行った者で契約の相手方となったものは、専任の主任技術者又は監理技術者（以下「主任技術者等」という。）の配置が義務付けられている工事においては、専任で配置しなければならない主任技術者等とは

別に、同業種にかかる建設業法で規定される主任技術者等を専任で1名現場に配置すべきこと。ただし、第3条第2項の規定による建設工事及び管理者が特に認める場合はこの限りではない。

(8) 調査基準価格を下回った入札を行った者で契約の相手方となったものは、下請契約金額に関わらず、当該工事を所管する課長（以下「工事所管課長」という。）に対して、契約締結後速やかに施工体制台帳及び施工体系図の写しを提出しなければならないこと。

(9) 施工体制台帳には、下請契約書の写しを添付しなければならないこと。

(10) 契約の相手方は、低入札価格調査時に提出した積算資料と工事完了後の実績を対比するための調査資料を提出しなければならないこと。

(11) 契約の相手方は、下請代金の支払状況、支払の時期等について、必要があると認めた場合には、調査を受けること。

（入札の執行）

第8条 入札執行者は、入札の結果、第6条の規定による調査最低基準価格に満たない価格により入札した者がいるときは、この者を失格とする。

2 入札執行者は、調査最低基準価格以上で調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいるときは、落札者の決定を保留することを宣言し、低入札価格調査を行った後に落札者を決定し後日通知する旨を告げて入札を終了する。

3 規程により設置された総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）は、前項に該当する者のうち最も低い価格で入札した者を調査対象者と決定するものとする。

4 委員会は、調査対象者を決定したときは、直ちに、工事所管課長に対し低入札価格調査制度による調査の実施に関する通知を行うものとする。

（調査の実施）

第9条 低入札価格調査は、委員会が総括し、工事所管課長がこれを補助するものとする。

2 委員会は、必要があると認めるときは、その他の関係部署に対して低入札価格調査の協力を求めることができる。

（調査事項）

第10条 委員会は、低入札価格調査に関して次の事項について、入札者からの事情

聴取、関係者への照会等の調査（以下「事情聴取等」という。）を行うものとする。

（1） 設計図書の内訳に対応した積算内訳

（2） 当該価格で入札した理由（様式第1号）

- (3) 調査対象工事に関連する手持ち工事の状況（様式第2号）
- (4) 調査対象工事に使用する資材調達方法（様式第3号）
- (5) 調査対象工事に使用する機材調達方法（様式第4号）
- (6) 予定施工体制（様式第5号）
- (7) 労務者の配備の見通し（様式第6号）
- (8) 建設副産物の搬出先（別記様式第7号）
- (9) その他必要と認められる事項

2 経営企画課長は、低入札に関する誓約書（様式第8号）を提出させるものとする。
（審査）

第11条 低入札価格調査及び事情聴取等の結果に基づき調査結果表（様式第9号）を作成し、委員会において審査を行うものとする。

（落札者の決定）

第12条 落札者は、前条の審査結果に基づき決定するものとする。

（審査の結果、適合した履行がされると認められる場合の措置）

第13条 前条に基づき落札者を決定したときは、速やかに落札候補者に落札した旨を通知するとともに、他の入札者全員に対してその旨を知らせるものとする。

（審査の結果、適合した履行がされないおそれがあると認められる場合の措置）

第14条 審査の結果、落札者とし不在の場合に該当すると認めたときは、落札候補者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち審査における評価点が次に高い者（以下「次順位者」という。）を落札者と決定する。この場合において、次順位者が調査基準価格を下回る入札者であったときには、同様の手続をとるものとする。

2 管理者は、次順位者を落札者と決定したときは、落札候補者に対しては落札者とし不在旨の通知を、次順位者に対しては落札者となった旨の通知をするとともに、その他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を知らせるものとする。

（施工管理）

第15条 第12条の規定により、調査基準価格に満たない価格をもって入札した者を落札者として決定した場合は、工事所管課長は、当該工事の施工管理において、調査内容と施工内容が一致するか随時確認するものとする。

2 工事所管課長は、前項の調査により、低入札価格調査時の内容と異なる施工がなされたとき又は当該工事が完成したときは、経営企画課長に対し報告するものとする。

(追跡調査の実施)

第 16 条 経営企画課長は、第 12 条の規定に基づき契約の相手方となった者については、調査内容と施工内容が一致するか確認するため、追跡調査を実施するものとする。

付則

この要綱は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。